

平成 12 年 9 月 19 日

「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」
に関する意見提出について

香川県高松市春日町 1735 番地 3
株式会社四国情報通信ネットワーク
代表取締役社長 佐藤 洋一

平成 12 年 8 月 22 日付で募集されました題記につきまして、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. ネットワーク構造と電気通信事業の将来像について

近年、電気通信事業を取り巻く環境はインターネットを中心にして著しく変化しており、「ドッグイヤー」や「ダブルドッグイヤー」という言葉に象徴されるように、短期間の内に様々な事象が発生し、昨日までの常識が過去の遺物となることもしばしば起こっております。このような環境の中、電気通信事業者や機器メーカー間の競争が起こり、素晴らしい品質のサービスや安価なサービスが様々な事業者から開発・提供されているものと考えます。

これは、偏に電気通信事業及びこれを取り巻く業界が競争環境に置かれているからであり、電気通信業界の維持・発展に関しては競争環境の創出・維持こそが最も重要な点であり、これなくして我が国の電気通信事業の発展は無いと考えます。

主要な論点として、「今後の技術動向とネットワーク構造の将来ビジョン」や「サービスの多様化、高度化の将来ビジョン」をあげられておりますが、前述のように環境変化が激しい業界における監督機関としましては、将来のサービスやテクノロジーそのものについて規定するのではなく、あくまでテクノロジーニュートラルな立場を取り、競争環境の創出・維持に全力を注いでいただきたいと考えております。

2. 競争政策の基本的枠組みについて

競争政策の基本的な在り方としては、市場支配的なドミナントキャリアに対する規制のみが必要であり、非ドミナントキャリアについては原則的には規制は撤廃すべきだと考えます。また、ドミナント規制についてもドミナントの存在を肯定する規制ではなく、ドミナント状態の解消を目的とする規制であるべきと考えます。

現在日本に於いては、ドミナントキャリアとしての判断基準として、電気通信サービス

を提供するための設備に注目し、回線数を用いてドミナントキャリアとしての判断を行っております。しかしながら、電気通信サービスはお客様とお客様を接続するサービスであり、同一事業者に加入している加入者が多ければ多いほど利用者メリットが大きくなるという特徴も備えていることから、設備量が多い事業者ではなく加入者数が多い事業者がモノポリー状態を作りやすいと言え、ドミナントの判断としては加入者シェアも考慮しなくてはならないと考えます。よって、ドミナントの判断としては、「回線数シェア」及び「加入者数シェア」のどちらかが一定の割合を超えた事業者をドミナントキャリアとして判断し、ドミナント規制を実施するべきだと考えます。

ドミナントキャリアに対する規制としては、ドミナント状態の解消を目的に、次にあげるような措置を講じる事が有効であると考えます。

- ・ 技術的に可能な全ての地点での相互接続の義務化。
- ・ 技術的に可能な全てのネットワーク要素のアンバンドル利用の義務化。
- ・ 新たなサービスの開始に係る一定の公示期間の設置、及び当該サービスに係る他事業者との接続方法及びアンバンドル利用方法の開示。
- ・ 全ての設備情報の開示、及び全ての設備コスト及び運用コストの開示。
- ・ 現業部門とは独立した他事業者からの苦情処理部門設置の義務化。(設置された苦情処理部門は、苦情の公開及び対応策の提示を速やかに行い、対応策が実際に講じられているか監視する義務を持つ。)
- ・ ドミナント状態が解消するまでの他事業分野への進出禁止。

以上のような措置を講じ、地域通信市場における健全な競争環境の創出を図って頂きたいと考えます。

3. NTT グループの位置付けと公正競争の確保について

昨年度の持株会社方式での NTT 再編成の問題点としては、大きく次のようなものがあると考えております。

- ・ NTT 東西及び NTT コミュニケーションズが、持ち株会社の下で実質的に一体運営されており、市場支配的な地域会社のサービスを NTT コミュニケーションズが有利に使える状況にある。また、NTT コミュニケーションズの設備運用やサービス販売を地域会社が受託している関係で、地域会社の現場レベルでの分社化の意識が根付いておらず、他事業者に対する見えない障壁が存在している。
- ・ 指定電気通信設備を保有する NTT 東西の情報開示が不十分であるため、地域通信市場への参入にあたり、他事業者がスピーディーかつ効果的にサービスを行うことが難しい。
- ・ 各社とも民営化時点から国民の間に定着しているブランド名である「NTT」を使っており、「通信サービスは NTT がやっている」という大多数の国民の意識を変えることが出

来きていない。

今後の経営形態としては、持ち株会社方式は止め、NTT コミュニケーションズは完全に民間の企業とすべきであると考えます。地域会社については今後数年はユニバーサルサービスの実質的な提供事業者になるであろう事から、政府の持ち株比率はある程度あっても良いと考えますが、競争環境における企業であることを考慮すると、少なくとも 1/3 未満にはすべきと考えます。その上で、各社間の役員の兼任や出向などによる人事交流などを禁止するとともに、各社間の設備運用の委託や販売委託も禁止し、本来の意味での独立した企業となるべきと考えます。地域会社は現在東西 2 社ありますが、地域会社間の競争の創出を考えると、これを統合すべきではないと考えており、さらなる分割の可能性についても検討をお願い致します。分割した場合のユニバーサルサービスの確保問題については、後述するユニバーサルサービスの確保方法により解決できると考えております。

地域会社の情報開示問題については、2 項で述べたように地域通信市場への競争導入の一環として確実に解決しなくてはならない問題であり、これなくして地域への競争導入は難しいと言えます。

ブランド力については決算資料など公式資料に載らないため、現在の価値を定量的に判断するのは難しいのですが、最近はブランド力を企業価値の一部として定量的に捉える企業も出てきております。電電公社以来長く日本の電気通信事業に携わってきた NTT が持つブランド力は強大であり、ブランド名である「NTT」を使う事業者は、自ずと支配的立場を築き易いと言えます。よって、NTT グループ各社が「NTT」というブランド名を使うことを禁止し、また変更後の名前も各社共通性のないものにすべきと考えます。

NTT 再編議論は、日本の冠たる通信事業者である NTT の今後をどうすべきかという視点での議論ではなく、競争環境創出のために NTT を今後どうすべきかという視点での議論を希望します。

4. ユニバーサルサービスの確保について

電気通信サービスは現在の社会生活に於いて既に必要不可欠なものとなっており、沖縄 IT 憲章を持ち出すまでもなく、今後その重要度がますます高まることは必至であります。それ故、電気通信サービスにてユニバーサルサービスの確保を行い、日本国民に広くサービスを提供することは国力浮揚の観点からも重要であると考えます。

ユニバーサルサービスの確保については、2 つの観点から考える必要があります。1 つはユニバーサルサービスとして提供すべきサービスの範囲。もう一つは、デジタルディバイ

ド解消を目的としたユニバーサルサービスを受けるべき対象者の範囲。

サービスの範囲としては、現在 NTT 地域会社に提供の義務を負わせている電話サービスはもちろんのこと、現在日本でも相当数のユーザーがあり、今後も爆発的に増えていくであろうまさに IT 革命の中心であるインターネットについてもその範囲に含めるべきであると考えます。

インターネットについては、インターネット網へ接続を提供する接続サービスと、インターネット接続サービス事業者までの通信回線を提供する回線サービスに分けることが出来ます。回線サービスは現在でもアナログ電話、ISDN、ケーブルモデム、xDSL、FWA、光ケーブル、携帯電話・PHS など様々なアクセス手段があり、インターネット以外の目的でも使われておりますが、インターネットへの接続を目的に提供するものに限ってユニバーサルサービスの範囲に含めるべきと考えます。

対象者の範囲については、従来と同様に地域的特性に応じたものと低所得者層への提供の 2 つの観点から考える必要があります。地域的特性については、「政令指定都市」、「上記以外の県庁所在地」、「その他の市」、「町村」、「上記行政区分中にある辺境地域」に分け、それぞれのブロックに応じた対応が必要だと考えます。

インターネットは数年前から普及し始めたサービスですので、電話と違いサービスの提供状況の地域格差が大きいサービスです。IT 革命により日本全体としての国力を高めるためには、インターネットの普及度合いの地域格差を急速に無くす必要があると考え、後述するユニバーサル基金からの補助を行うことで、普及促進を図ることを提案します。

上記の考えをまとめ、ユニバーサルサービス基金からの拠出について表したのが次の表です。

表 インターネットに係るユニバーサルサービス基金からの拠出率概念

		電話 ・アナログ電話 ・ISDN	移動体 ・携帯電話 ・PHS	ブロードバンド ・ケーブルモデム ・xDSL ・光ケーブル
政令指定都市	通常生活者			
	低所得者			
	身体障害者			
上記以外の県庁所在地	通常生活者			
	低所得者			
	身体障害者			
その他の市	通常生活者			
	低所得者			
	身体障害者			
町村	通常生活者			
	低所得者			
	身体障害者			
上記行政区分中にある 境界地域	通常生活者			
	低所得者			
	身体障害者			

注)網掛け密度の高いほど基金からの拠出割合が大きい

上記は全ての事業者が全ての範囲のサービスを提供することを想定している訳ではなく、各対象区分毎にサービス提供を行っているまたは行う事業者が、各対象区分に関する基金からの拠出について申請を行い、申請が受理された事業者についてのみユニバーサル基金からの拠出を行うことを想定しております。

通信サービスは距離と時間を縮めるサービスであります。ユニバーサルサービスにより地方にインターネットが普及すれば、東京の一局集中を是正する事が出来ると思えますし、地方分権の足掛かりになると信じております。

当社としては、ユニバーサルサービスという概念を従来の社会保障的位置付けだけではなく、日本経済復活のための戦略として位置付け、検討していただきたいと考えております。

5. ユニバーサルサービス基金について

NTT 地域会社が提供しているアナログ電話及び ISDN サービス新規契約時にユーザーが支払っている施設設置負担金は、電話がまだ日本全国に普及していない電電公社時代から、電話サービスを提供するための線路設備を構築するために各ユーザーから徴収したものであります。つまり、施設設置負担金はユニバーサルサービスの確保のために集めた資金と言えます。よって、施設設置負担金として各ユーザーから徴収した資金を NTT 地域会社が

らユニバーサルサービス基金として拠出させることは元々の趣旨に則った至極妥当な考えであると思われます。

NTT 地域会社から施設設置負担金プール分を拠出させた場合、光ケーブルの敷設など新たな線路設備の構築に支障をきたす恐れがあるという考え方もありますが、NTT 地域会社が最近始めたサービスでは施設設置負担金を取っていないことから分かるように、線路敷設に対する施設設置負担金徴収の必要性は薄れていると考えておりますし、ユニバーサルサービス基金の拠出先のほとんどは実質的に NTT 地域会社になると考えますので、NTT 地域会社に対する影響も軽微であると考えます。

施設設置負担金をユニバーサルサービス基金として拠出した場合は、施設設置負担金を支払ったユーザーの対応も必要になります。特に企業に於いては、施設設置負担金は加入権として扱われていたため会計整理上無形固定資産として扱われており、資産から消滅することとなります。しかし、現在においては施設設置負担金は権利金としては流通しておらず、流通価格も当初支払額の半額以下で取り引きされていますので、資産上の価値も実質的にはあまりなく、日本経済の復活を目的としたユニバーサルサービス基金の拠出に対する国民的理解は得られやすいと考えております。

6. NTT 研究所の在り方について

NTT 再編成により NTT 持株会社配下におかれた研究所は、電電公社時代から培われたその技術により世界的にもトップレベルの研究を行っております。各研究所は民間企業が行うのが難しい基礎研究を行っており、将来の日本の通信事業の礎となる研究を行っております。この基礎研究の成果を1民間企業である NTT グループに留めておくのは、日本国全体としての損失であると考えます。

については、NTT 持ち株会社配下の研究所の成果を開示し広く日本の企業が活用できるよう、研究所の NTT からの分離も含めてご検討願います。

7. 利用者利益の確保方策について

地域通信市場が競争環境におかれた場合、様々な事業者から様々なサービスが提供されるようになり、ユーザー側の宅内機器についても多種多様な機器が存在することになります。宅内機器が事業者提供の場合は大きな問題とはなりません、宅内機器が売り切りになった場合、端末機器の相互運用性が確保されていないとユーザーが他事業者に移り変わる際の障壁となります。よって、同種のサービスを提供する事業者同士の宅内機器に関する相互運用性の確保については、今後ますます重要度を増すものと考えます。ただし、相互運用性の確保をサービス提供の必須条件としてしまった場合、競争によるダイナミズムが削がれる危険性もありますので、業界による自主的な取り組みを促進するなど緩やかな政策を望みます。

競争環境におけるメリットは選択肢の広がりだと考えますが、一方、選択肢の広がりと共にユーザーに対するリスクも大きくなります。前述の宅内機器の相互運用性だけではなく、事業者の栄枯盛衰によるサービス継続性の危機など競争環境ならではのユーザーリスクが発生します。

については、地域通信事業への競争導入の結果得られるユーザーメリット及びリスクを充分周知して頂き、ユーザーの自己責任に対する自覚を促していただきたいと考えます。

8. その他

近年、CATV 事業者に対しては地域社会の情報基盤整備を目的に、国及び地方自治体よりサービスエリア拡大など事業拡大時に補助金等の支援策(新世代地域 CATV 施設整備など)が講じられています。この補助金等により CATV 事業者は自らのインターネットサービスを提供するための光ケーブルなどの線路設備を構築したり、余剰心線について他の電気通信事業者に対して貸与などを行ったりしています。

競争政策の基本はイコールフットイングであると考えますので、特定事業者に対する上記補助金などは競争政策上望ましくないと考えます。もし、地域社会の情報基盤整備を目的とするならば、5項で述べましたユニバーサルサービス基金に対して拠出し、地域社会の情報基盤を整備する事業者に幅広く支援すべきだと考えます。

来年度の予算申請時に建設省及び農水省より地域の光ケーブルの敷設計画があげられております。地域通信市場に競争環境を導入することを目的とするのであれば、行政としては公共事業的発想にて自ら設備を構築するのではなく、あくまで事業者同士の競争が適正に行える環境整備のみを行うべきであると考えます。また、光ケーブルの敷設だけでは電気通信サービスの提供は不可能であるため、電気通信事業者がサービスの提供及び設備の運用保守を行うこととなりますが、行政にて公共事業的に敷設された光ファイバーが必ずしも事業者が使いやすいものになるとは限らないことから、無駄な投資になる可能性もあり、税金の有効利用の観点からも望ましいものではないと考えます。

については、他省庁の計画ではありますが、行政側のスタンスとして競争環境の整備のみに注力頂くことを切に望みます。

以上